

早稲田大学人間科学学術院人間科学会規約

(名称)

第1条 本会は、早稲田大学人間科学学術院人間科学会という。

(目的)

第2条 本会は、人間科学に関する学術研究および研究発表、ならびに、会員相互の学術的・社会的交流を目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 早稲田大学人間科学学術院専任教員、特任教授および任期付教員
- 二 早稲田大学人間科学部学生（通信教育課程を含む）
- 三 早稲田大学大学院人間科学研究科学生
- 四 早稲田大学人間科学部（通信教育課程を含む）卒業生および同大学院人間科学研究科修了生
- 五 早稲田大学人間科学学術院を本属として定年退職（選択定年を含む）した専任教員および特任教授
- 六 上記の他に本会運営委員会が認めた者

(役員・運営委員会)

第4条 本会には、次の各号に掲げる役員、および教員から構成される運営委員会を置く。なお、任期は人間科学学術院役職者の任期に準ずる。

- 一 会長（人間科学学術院長）1名
- 二 副会長（人間科学学術院副学術院長）1名
- 三 監事（運営委員会から互選された者）2名
- 四 運営委員
 - ア 人間科学学術院教務担当教務主任・同副主任（通学制・通信制）2名以上
 - イ 人間科学学術院学生担当教務主任・同副主任（通学制・通信制）2名以上
 - ウ 人間科学部学科主任 3名（各学科から1名）
 - エ 人間科学学術院広報委員会委員長・副委員長 2名
 - オ 人間科学部学科選出教員 3名（各学科から1名）

(事業)

第5条 本会は、次の事業を行う。

- 一 総会の開催（所沢キャンパス祭時等）年1回
- 二 現役学生会員の学術的活動・社会的活動に関する費用補助
- 三 卒業生、修了生を中心とした人的ネットワークの形成・維持に関する費用補助
- 四 本会ウェブページ（学術活動報告）の管理・運営
- 五 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- 六 その他、本会運営委員会が必要であると認めた事業

(年会費)

第6条 本会は、本会運営資金のために、第3条一項、二項、三項会員から年会費（2,000円）を徴収する。ただし、当面の間は、旧早稲田大学人間科学会の繰越金を本会運営資金に充当し、年会費徴収を行わない。

(予算および決算の承認)

第7条 本会の予算、および決算に関しては、人間科学学術院教授会の承認を必要とする。

(経理事務)

第8条 本会にかかわる経理事務は、所沢総合事務センター事務部長が指名した職員が行う。

附則

(施行期日)

この規約は、2014年4月1日から施行する。

この規約は2020年3月19日から改正施行する。

(規約の改正)

2 この規約の改正は、人間科学学術院運営委員会の議を経て、人間科学学術院教授会に提案してその承認を得なければならない。